

Bridge ブリッジ

1月号

トレンドニュース(令和7年11月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.17倍(前月と同倍率)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:8,751人と前年同月比17.0%減少。

新規求職申込件数:1,482人と前年同月比2.9%増加。

⇒新規求職者が5ヶ月連続で増加しています。

人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

◆ ~年始無災害~

年始は、慌ただしい中での機械設備の保守点検、再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加にともなう交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの順守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

皆で力を合わせて安全・健康への思いを新たにし、安全対策の徹底を図り冬型の労働災害を防止しましょう。

目次

《お知らせ情報》

- ◆36協定書等の労働基準法関係の届出は、電子申請をご活用ください。
- ◆「カスタマーハラスマント」及び「就活ハラスマント」の対策に取り組みましょう。
- ◆「キャリアアップ助成金」を活用して従業員を正社員転換しませんか?
キャリアアップ助成金正社員化コース
- ◆「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか?
キャリアアップ助成金賃金規定等改定コース

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

Tel 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

Tel 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!



「確かめよう労働条件」を使うと
4つの機能で電子申請が便利に！！

◆ 詳細は裏面へ

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能 → 作業負担を軽減！
 - 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能 → ファイル作成が不要！
 - 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能 → 検索作業が不要！
 - 4 次回届出時のリマインド・複写機能 → 次回届出を効率化！



対象手続

- ◇36協定届
　　様式第9号(一般条項)
　　9号の2(特別条項)
　　9号の3(研究・開発)
 - ◇1年単位の変形労働時間制
　　に関する協定届
 - ◇就業規則(変更)届

以下のとおり検索いただき、
ウェブサイトにアクセスして
ご利用ください。

確かめよう労働条件  検索



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

ポイント1 内容の異なる協定等の一括届出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出ることができます。

ポイント2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付いただく必要がありますが、このポータルサイトを使えば、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

ポイント3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

e-Gov電子申請では、事業場の所轄労働基準監督署を検索して、届出先を確認する必要がありましたが、このポータルサイトを使えば、事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

ポイント4 次回届出時のリマインド・複写機能

3年協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスあてにリマインドメールを送信します。

また、e-Gov電子申請では、次回届出時には一から届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、前回届出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出ることができます。

具体的な使い方は、ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認ください

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html



お問い合わせ先

Q. アカウントの作成方法がわからない

Q. ツールを操作していたらエラーが表示された

Q. 届出等の記載内容や法令・制度について
教えて欲しい

Q. 本社一括届出について教えて欲しい

ツールの操作方法に関する お問い合わせ先

以下リンク先の
お問い合わせ窓口

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>



法令・制度に関する お問い合わせ先

最寄りの労働基準監督署

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html



カスタマーハラスメント

対策リーフレット

あなたがつくる
ハラスメントのない
あかるい社会



カスタマーハラスメント対策に取り組みましょう!

カスタマーハラスメントとは

企業や業界により、顧客等への対応方法・基準が異なることが想定されるため、カスタマーハラスメントを明確に定義することはできませんが、企業へのヒアリング調査等の結果、企業の現場においては、以下のようなものがカスタマーハラスメントであると考えられています。

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの

「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の例

- ・企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ・要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合

「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動」の例

(要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いもの)

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ・身体的な攻撃(暴行、傷害) | ・拘束的な行動(不退去、居座り、監禁) |
| ・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言) | ・差別的な言動 |
| ・威圧的な言動 | ・性的な言動 |
| ・土下座の要求 | ・従業員個人への攻撃・要求 |
| ・継続的(繰り返し)、執拗な(しつこい)言動 | |



(要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるもの)

- ・商品交換の要求
- ・金銭補償の要求
- ・謝罪の要求(土下座を除く)



重要

パワーハラスメント防止に関する指針におけるカスタマーハラスメントの対策について

厚生労働大臣が定めるパワーハラスメントの防止に関する指針においては、以下のようにカスタマーハラスメント等防止のための取組を行うことが望ましいとされています。

- (1)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2)被害者への配慮のための取組(被害者のメンタルヘルス不調への相談対応、著しい迷惑行為を行った者に対する対応が必要な場合に1人で対応させない等の取組)
- (3)他の事業主が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為による被害を防止するための取組(マニュアルの作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

カスタマーハラスメントの判断基準

現場で迷わないように、カスハラの判断基準を共有しておこう！

社内であらかじめカスタマーハラスメントの判断基準を明確にした上で、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要です。その際、

- ①顧客等の要求内容に妥当性はあるか、
- ②要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲であるか

という観点で判断することが考えられます。

①顧客等の要求内容に妥当性はあるか

顧客等の主張について、まずは事実関係、因果関係を確認し、自社に過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認し、顧客等の主張が妥当かどうか判断します。

(例)顧客が購入した商品に瑕疵がある場合、謝罪とともに商品の交換・返金に応じることは妥当ですが、自社の過失、商品の瑕疵などがなければ、顧客の要求には正当な理由がないと考えられます。



②要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲か

顧客等の要求内容の妥当性の確認と併せて、その要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲であるかを確認します。

(例)長時間に及ぶクレームは、業務の遂行に支障が生じるという観点から社会通念上相当性を欠く場合が多いと考えられます。また、顧客等の要求内容に妥当性がある場合であっても、その言動が暴力的・威圧的・継続的・拘束的・差別的、性的である場合は、社会通念上不相当であると考えられ、カスタマーハラスメントに該当し得ます。



- 殴る・蹴るといった暴力行為は、カスハラであることはもちろん、犯罪に該当します。
- カスハラかどうかに関わらず、顧客等からの行為で従業員の就業環境が不快なものとなり、就業に支障が生じるようであれば、企業として対策を講じましょう。

カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み

従業員・顧客への周知と、事実・証拠にもとづいた対応がカギ!

カスタマーハラスメントを想定した事前の準備

事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発

- トップが基本方針・基本姿勢を明確に示す。
- 基本方針・基本姿勢、従業員の対応の在り方を従業員に周知・啓発し、教育する。
→基本方針を店内にポスターとして貼り出し、顧客へ周知することも有効!

従業員(被害者)のための相談対応体制の整備

- 相談対応者を決めておく、または相談窓口を設置し、従業員に広く周知する。
- 相談対応者が相談の内容や状況に応じ適切に対応できるようにする。

対応方法、手順の策定

- カスタマーハラスメント行為への対応体制、方法等をあらかじめ決めておく。

社内対応ルールの従業員等への教育・研修

- 具体的な社内対応ルールについて、従業員研修等を実施する。

カスタマーハラスメントが実際に起こった際の対応

事実関係の正確な確認と事案への対応

- 顧客、従業員等からの情報を基に、その行為が事実であるかを確かな証拠・証言に基づいて確認する。
- 過失がある場合は謝罪し、交換・返金に応じる。ない場合は要求等に応じない。

従業員(被害者)への配慮の措置

- 被害を受けた従業員に対する配慮の措置(組織的な対応やメンタル不調への対応等)を適正に行う。

再発防止のための取組

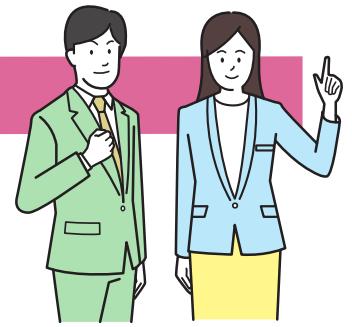
- 定期的な取組の見直しや改善を行い、継続的に取組を行う。

併せて講すべき措置

- 相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、従業員に周知する。
- 相談したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、従業員に周知する。

カスタマーハラスメントに発展させないために

初期段階での適切な対応が、カスハラを防ぐ!



発展させないためのステップ

対象を明確にして謝罪する

STEP
1

- 対象を明確にした上で(例:不快感を抱かせたことに対して)限定的に謝罪する。
- 正確に状況が把握できていない段階では、非を認めた発言はせず、事実確認をして社内で判断をしたときに、過失の程度に応じた謝罪をする。

状況を正確に把握する

STEP
2

- 顧客等が主張する内容を正確に把握する。反論はせずまずはひと通り事情を確認する。
- 不明確な点や不足情報があれば追加で確認し、勘違いがあれば正しい情報を提供する。

現場監督者(一次相談対応者)または相談窓口に情報共有する

STEP
3

- 顧客等から確認した情報は、現場監督者または相談窓口対応者に共有する。
- 正確かつ迅速に状況を把握するため、現場対応者はできるだけ事実関係を時系列で整理して報告する。

発展させないための対応

現場での対応

- 場所を変え、複数で対応する。
- 相手が感情的になっていても、丁寧な話し方で冷静に対応する。
- 詳細に情報を確認し、メモを取って要点を確認する。
- 議論は避け、問題を解決しようとする前向きの姿勢を見せる。
- その場しのぎの回答はしない。
- 後で確認して回答するなど冷却期間を設ける。



電話での対応

- 苦情専用電話を設置し、録音が出来るようにしておく。
- 第一受信者が責任を持ち、問い合わせ案件のたらい回しをしない。
- メモを取りながら話を聞き、復唱して確認する。
- 即時回答できない内容については、事実を確認してから追って返事をする。



顧客訪問による対応

- 冷静になりにくい夜間や早朝の訪問は避ける。
- 喫茶店など周囲から話を聞かれる場所や決められた場所以外には行かない。
- あらかじめ問い合わせ内容への対応方針を決めておく。
- できるだけ二人で訪問する。

カスタマーハラスメント対策に取り組むことによるメリット

カスハラ対策が、職場環境の向上につながる！

取組を進める企業からの「声」

- 複数名で状況を把握できるようになり、迷惑行為を迅速に確認し、対応できるようになりました。
- 対応方法を明示することで従業員が働きやすくなりました。
- 顧客対応のノウハウが整理でき、経験を培うことができました。
- 顧客対応に関連する訓練、研修の受講後は、落ち着いて対応ができるようになりました。



従業員への影響

- 職場環境が明るくなり、従業員から笑顔が出るようになりました。
- 会社としてカスタマーハラスメントに対する姿勢を示したことで従業員の安心感が生まれました。



従業員を守ることを行動で示し、職場環境が向上！

その他、従業員を守ることを行動で示す大事さを会社組織として再認識できる、人材の確保が難しい中、カスタマーハラスメント対応等により職場環境をよくすることで被害者を減らすことにつながるといった声も寄せられています。

企業においては、カスタマーハラスメント対策を進めることで、前向きな効果が期待でき、カスタマーハラスメント対策に取り組む意義は大きいと考えられます。



こちらの資料もご覧ください



「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/cusuhara_manual.pdf

カスタマーハラスメントに関するお問い合わせは
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>
開庁時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)



就活ハラスメント 対策リーフレット

あなたがつくる
ハラスメントのない
あかるい社会





これって「就活ハラスメント」?

「就活ハラスメント」とは、「就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント」のことをいい、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。



面接で「恋人はいるのか」と質問されたり、オンライン面接時に「全身を見せて」と言われた。



女子学生に対し、採用の見返りに不適切な関係を迫った。これを断ると、「うちの会社には絶対入社させない」と不採用にした。



インターンシップで食事やデートにしつこく誘われた。



インターンシップ中の学生に対し、人格を否定するような暴言を吐いた。



企業は「就活ハラスメント」防止への対応を!

就活ハラスメントは、企業にとって大きなリスク⚠️



ハラスメントを受けた学生にとって大きな心理的ダメージとなるだけでなく、企業にとっても、

- 「就活ハラスメントを起こした会社」として、企業の社会的信用を失い、企業イメージの低下
- 就職後の職場でもハラスメントが横行している会社だと学生に認識され、応募が減少する可能性
- 働いている従業員にも、働く意欲やモラルの低下により生産性に悪影響が及び、貴重な人材の退職・流失等のリスク

が生じる重大な問題です。

重要

労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法に基づく指針においては、就活ハラスメントを防止することが望ましいと明記されています。

- 雇用管理上の措置として、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就職活動中の学生等に対するハラスメントについても同様の方針を示すことが望ましい
- 就職活動中の学生等から職場におけるハラスメントに類すると考えられる相談があった場合に、その内容を踏まえて、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい

具体的には、

- 全従業員(特に採用担当者)に対し、就活ハラスメントを含む、すべてのハラスメントを禁止する方針を明確にしましょう。
- 就活ハラスメントを行った場合には、その行為者を処分する社内規定や規則(懲戒処分等)を設け、周知しましょう。
- 採用担当者を含む従業員にハラスメント防止に関する研修を継続的に実施しましょう。階層別に研修を実施するのも効果的です。
- 学生と接する際、採用担当者は可能な限り2名以上とし、オンラインも含め面談やオリエンテーションの際は複数名で対応するなど、採用活動におけるルールを明確にしましょう。
- 学生向けに就活ハラスメント相談窓口を設置し、周知しましょう。



就活ハラスメント防止に向けた具体的取組・導入のヒント

就活ハラスメント防止に取り組んでいる企業にはいくつかの共通項があります。これから対策に着手する場合や取組の見直しを検討している場合は、次の3点に着目してみてはいかがでしょうか？



基本的な対策

「公正な採用選考」に基づいた面接実施

「公正な採用選考」とは、厚生労働省が事業主にお願いしている採用選考の在り方。「応募者の基本的人権の尊重」「適性・能力に基づいた採用基準」という、「公正な採用選考」の考え方方に沿って面接等を行うことは、就活ハラスメント防止においても基本的な方針となります。

効果的な対策

リクルーターの行動指針やマニュアル策定

就活ハラスメントの中でも特にセクシュアルハラスメント(セクハラ)は、社員がリクルーターとして活動するOB・OG訪問や面談時に起こりやすいことがわかっています。その対策として、行動指針やマニュアル、ガイドブックの策定・活用を含む、リクルーターへの研修は有効です。

一步踏み込んだ対策

応募者の個人情報の限定利用

選考に多少の不便さがあっても、ハラスメントの芽を摘むことがより大切です。就活ハラスメントがそもそも発生しない状況をつくるため、面接官等に対し、学生の個人情報を一部非公開にして、個人情報が悪用されるのを防止するなどの対策を取り入れるのもよいでしょう。

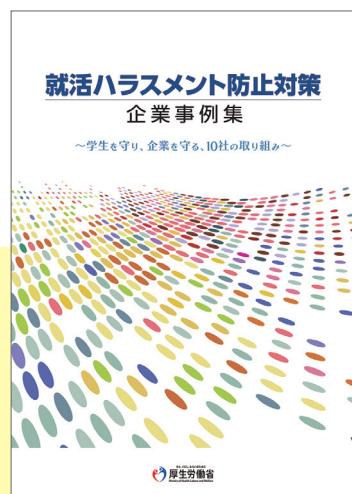


就活ハラスメント防止に取り組んでいる
10社の企業事例はこちらから！



就活ハラスメント防止対策企業事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001060585.pdf>





就活生のみなさん、ハラスメントから自分を守ろう!

まずは「就活ハラスメント」について知ること、そして早期相談を!



就職活動を行う学生は、就職活動中やインターンシップ中にセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの被害に遭わないために、自分でできる対策を考えておきましょう。

就活ハラスメントの実態を事前学習しておく

大切なのは就活ハラスメントに関する知識と情報を得ること。厚生労働省のHP、ニュースサイトなどで情報を集めましょう。また、就活ハラスメントを起こさないための対策に取り組んでいる企業もありますので、参考にしてみてください。

就活ハラスメントで困っていませんか？



就活ハラスメント —こんな場面で起きています—



採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける

過去には採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるということがありました。このような不適切な要求等に応じる必要はありません。(多くの企業では、1人の社員が就活生の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。)

また、自社の内定と引き替えに、他社の選考活動の中止や内定辞退を迫ることがあります。このような要求等に対しては、自分の意思をしっかり持ち、断る場合はきっぱり毅然と断る必要があります。

早い段階で相談を！

OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込みます、所属大学のキャリアセンター、ハラスメント悩み相談室、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶詳しくはパンフレット最終面のハラスメント悩み相談室や都道府県労働局をご参照ください



ハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談を

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です)。相談内容等に応じて雇用環境・均等部(室)では右記の対応を行います。

- 就職活動中の学生等へのハラスメント
防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの
解決援助等

北海道労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	011-709-2715 011-707-2700	滋賀労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	077-523-1190 077-522-6648
青森労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	017-734-4211 017-734-4212	京都労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	075-241-3212 075-241-3221
岩手労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	019-604-3010 019-604-3002	大阪労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	06-6941-8940 06-7660-0072
宮城労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	022-299-8844 022-299-8834	兵庫労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	078-367-0820 078-367-0850
秋田労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	018-862-6684 018-862-6684	奈良労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0742-32-0210 0742-32-0202
山形労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	023-624-8228 023-624-8226	和歌山労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	073-488-1170 073-488-1020
福島労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	024-536-4609 024-536-4600	鳥取労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0857-29-1709 0857-22-7000
茨城労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	029-277-8294 029-277-8201	島根労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0852-31-1161 0852-20-7009
栃木労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	028-633-2795 028-633-2795	岡山労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	086-224-7639 086-225-2017
群馬労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	027-896-4739 027-896-4677	広島労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	082-221-9247 082-221-9296
埼玉労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	048-600-6269 048-600-6262	山口労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	083-995-0390 083-995-0398
千葉労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	043-221-2307 043-221-2303	徳島労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	088-652-2718 088-652-9142
東京労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	03-3512-1611 03-3512-1608	香川労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	087-811-8924 087-811-8916
神奈川労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	045-211-7380 045-211-7358	愛媛労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	089-935-5222 089-935-5224
新潟労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	025-288-3511 025-288-3501	高知労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	088-885-6041 088-885-6027
富山労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	076-432-2740 076-432-2740	福岡労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	092-411-4894 092-411-4764
石川労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	076-265-4429 076-265-4432	佐賀労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0952-32-7218 0952-32-7218
福井労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0776-22-3947 0776-22-3363	長崎労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	095-801-0050 095-801-0023
山梨労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	055-225-2851 055-225-2851	熊本労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	096-352-3865 096-312-3877
長野労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	026-227-0125 026-223-0551	大分労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	097-532-4025 097-536-0110
岐阜労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	058-245-1550 058-245-8124	宮崎労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0985-38-8821 0985-38-8821
静岡労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	054-252-5310 054-252-1212	鹿児島労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	099-223-8239 099-223-8239
愛知労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	052-857-0312 052-972-0266	沖縄労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	098-868-4380 098-868-6060
三重労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	059-226-2318 059-226-2110			



「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員転換しませんか？

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

■ 助成金の金額 正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

対象者・企業規模		正社員化前雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者（※）	中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)	
	大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)	
上記以外	中小企業	40万円 (40万円×1期)	20万円 (20万円×1期)	
	大企業	30万円 (30万円×1期)	15万円 (15万円×1期)	

※ 重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者

a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

※ 新規学卒者で雇い入れから一定期間経過していない者については支給対象外です

年間約10万人
が正社員化！



■ 助成金の加算額

正社員化コース1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

※1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ）	20万円 (大企業15万円)
② 多様な正社員制度（※）を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円 (大企業30万円)

受給条件の詳細等については裏面へ

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

①キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

②制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③正社員転換

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

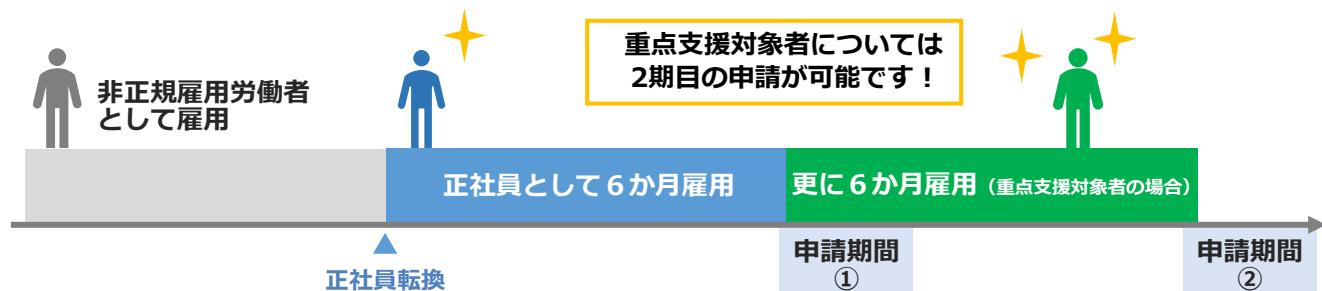
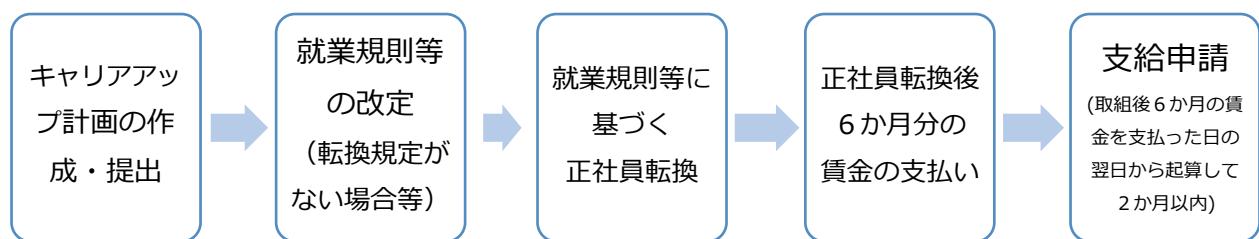
また、キャリアアップ助成金上の正規雇用労働者の定義は以下になります。

正規雇用労働者の定義

同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者。ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が転換時点で適用されている者に限る。

※支給対象期間中に実施が予定されている「賞与」「昇給」等が適用されていない場合、正規雇用労働者の要件を満たさず、支給対象とならない場合があります。

■ 正社員転換から受給までの流れ



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

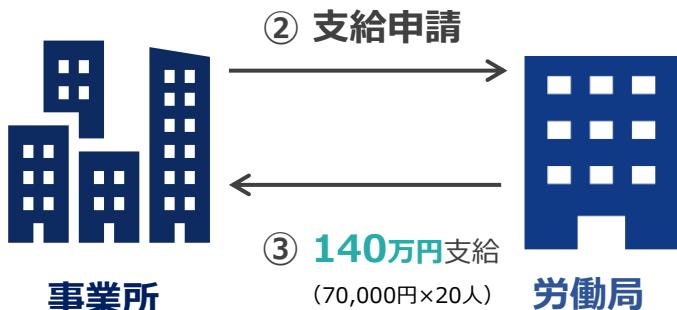
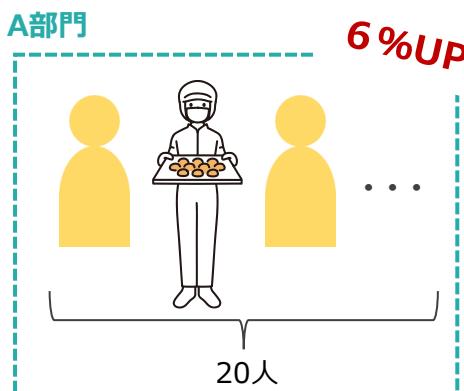
支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模 ↓\ 賃金引き 上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

助成例 中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働く※3パートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

① 賃上げ



※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)



受給条件の詳細等については裏面へ

受給条件

以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。



賃金規定等とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。※5

就業規則

例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・

賃金規定

例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする

賃金一覧表

例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円
【個人別】〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

※5 既存の賃金規定等の改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、対象労働者の過去3か月の賃金実態と比較して3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

▼
金額の順に一覧表を作成

▼
すべて※6の等級の金額を3%以上となるように改定し、実際に、改訂後の基本給で給与を支給

▼
6ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から2ヶ月間、支給申請ができます

※6 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も含め、全て増額改定していることが必要です。

賃金一覧表（時給換算の場合）

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...
9	1,200円	1,240円
10	1,290円	1,330円

3%以上UP！

同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年11月	前年同月	前年同月比	令和7年11月	前年同月	前年同月比
計	8,751	10,541	▲ 17.0	56,651	65,380	▲ 13.4
建設業	352	511	1.0	4,088	4,384	▲ 6.8
製造業	537	766	▲ 29.9	4,116	5,729	▲ 28.2
情報通信業	800	852	▲ 6.1	2,657	2,813	▲ 5.5
運輸業,郵便業	661	292	126.4	3,731	4,443	▲ 16.0
卸売業,小売業	744	887	▲ 16.1	4,741	6,324	▲ 25.0
学術研究,専門・技術サービス業	381	520	▲ 26.7	1,958	1,871	4.6
宿泊業,飲食サービス業	1,337	1,695	▲ 21.1	5,150	7,389	▲ 30.3
生活関連サービス業,娯楽業	80	118	▲ 32.2	2,036	1,982	2.7
教育,学習支援業	42	46	▲ 8.7	955	923	3.5
医療,福祉	1,735	2,505	▲ 30.7	17,116	17,932	▲ 4.6
サービス業（他に分類されないもの）	1,475	1,582	▲ 6.8	7,840	8,773	▲ 10.6

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年11月	前年同月	前年同月比	令和7年11月	前年同月	前年同月比
職業計	1,482	1,440	2.9	21,937	22,063	▲ 0.6
A 管理的職業従事者	10	12	▲ 16.7	99	97	2.1
B 専門的・技術的職業従事者	237	250	▲ 5.2	3,379	3,411	▲ 0.9
C 事務従事者	414	419	▲ 1.2	5,547	5,440	2.0
D 販売従事者	110	93	18.3	1,439	1,308	10.0
E サービス職業従事者	181	144	25.7	2,610	2,313	12.8
F 保安職業従事者	17	17	0.0	282	226	24.8
G 農林漁業従事者	3	2	50.0	83	57	45.6
H 生産工程従事者	55	56	▲ 1.8	1,021	991	3.0
I 輸送・機械運転従事者	40	34	17.6	810	782	3.6
J 建設・採掘従事者	9	6	50.0	194	184	5.4
K 運搬・清掃・包装等従事者	117	107	9.3	2,584	2,392	8.0

3. 就職件数の推移

	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11
大阪東	321	280	288	381	499	359	349	296	344	248	298	363	291
大阪労働局	5,583	5,139	4,815	5,786	6,562	6,360	6,045	5,940	5,714	4,627	5,546	5,914	4,830

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和7年11月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	15,364	7,395	2.08	104,752	94,058	1.11
01管理的職業	51	43	1.19	381	460	0.83
02研究・技術の職業	2,946	506	5.82	12,924	5,916	2.18
006開発技術者	242	35	6.91	1,263	529	2.39
007製造技術者	152	81	1.88	863	1,253	0.69
008建築・土木・測量技術者	1,078	55	19.60	4,069	741	5.49
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	944	211	4.47	4,168	2,162	1.93
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	263	396	0.66	912	4,076	0.22
017デザイナー	64	221	0.29	265	2,183	0.12
04医療・看護・保健の職業	895	257	3.48	8,617	3,577	2.41
023看護師、准看護師	467	133	3.51	3,843	1,711	2.25
024医療技術者	175	45	3.89	1,842	631	2.92
025栄養士・管理栄養士	49	15	3.27	1,178	258	4.57
028保健医療関係助手	88	16	5.50	844	279	3.03
05保育・教育の職業	259	101	2.56	2,478	1,438	1.72
029.031.032その他の保育・教育の職業	255	88	2.90	2,331	1,259	1.85
06事務的職業	1,755	2,461	0.71	9,762	27,640	0.35
033総務・人事・企画事務の職業	200	257	0.78	1,059	2,868	0.37
034一般事務・秘書・受付の職業	457	1,420	0.32	2,615	16,149	0.16
037医療・介護事務の職業	161	75	2.15	1,161	1,218	0.95
038会計事務の職業	287	243	1.18	1,057	2,428	0.44
040営業・販売関連事務の職業	296	176	1.68	1,491	1,735	0.86
07販売・営業の職業	2,670	521	5.12	11,497	6,521	1.76
045販売員	927	150	6.18	4,298	2,396	1.79
048営業の職業	1,678	343	4.89	6,697	3,858	1.74
08福祉・介護の職業	1,439	289	4.98	14,238	4,200	3.39
049福祉・介護の専門的職業	487	127	3.83	5,729	1,645	3.48
050施設介護の職業	649	153	4.24	6,442	2,379	2.71
051訪問介護の職業	303	9	33.67	2,067	176	11.74
09サービスの職業	1,468	423	3.47	11,068	5,110	2.17
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	38	58	0.66	3,068	722	4.25
055飲食物調理の職業	418	134	3.12	4,076	1,734	2.35
056接客・給仕の職業	843	146	5.77	3,015	1,621	1.86
057居住施設・ビル等の管理の職業	66	37	1.78	316	482	0.66
10警備・保安の職業	497	34	14.62	3,326	707	4.70
12製造・修理・塗装・製図等の職業	849	337	2.52	8,640	5,191	1.66
071製品製造・加工処理工（金属製品）	173	57	3.04	2,206	1,142	1.93
072製品製造・加工処理工（食料品等）	47	23	2.04	688	481	1.43
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	211	72	2.93	1,448	913	1.59
074機械組立工	79	31	2.55	776	569	1.36
075機械整備・修理工	110	30	3.67	1,561	454	3.44
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	143	94	1.52	1,019	955	1.07
13配達・輸送・機械運転の職業	1,082	213	5.08	9,357	4,658	2.01
082配達・集荷の職業	361	68	5.31	1,791	1,570	1.14
083貨物自動車運転の職業	123	33	3.73	3,160	965	3.27
085乗用車運転の職業	411	49	8.39	2,261	762	2.97
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	151	26	5.81	889	537	1.66
14建設・土木・電気工事の職業	364	56	6.50	6,972	1,097	6.36
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	190	23	8.26	2,212	396	5.59
094電気・通信工事の職業	66	22	3.00	1,215	363	3.35
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	809	432	1.87	4,384	7,066	0.62
095荷役・運搬作業員	460	85	5.41	2,117	1,648	1.28
096清掃・洗浄作業員	143	88	1.63	858	1,182	0.73
(I T 関連計)	1,853	647	2.86	8,864	6,862	1.29
(福祉関連計)	2,000	408	4.90	19,043	5,740	3.32
(介護関連小計)	1,378	238	5.79	13,472	3,530	3.82

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に從事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和7年11月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	10,077	3,781	2.67	63,367	57,614	1.10
01管理的職業		11	0.00	13	75	0.17
02研究・技術の職業	51	75	0.68	342	856	0.40
007製造技術者		26	0.00	55	255	0.22
008建築・土木・測量技術者	19	5	3.80	99	102	0.97
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	13	21	0.62	117	203	0.58
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	177	113	1.57	581	1,226	0.47
017デザイナー	45	51	0.88	254	551	0.46
04医療・看護・保健の職業	632	159	3.97	5,650	2,656	2.13
023看護師、准看護師	417	90	4.63	2,938	1,492	1.97
024医療技術者	81	15	5.40	960	308	3.12
028保健医療関係助手	74	12	6.17	891	262	3.40
05保育・教育の職業	490	74	6.62	3,236	1,350	2.40
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	325	28	11.61	813	366	2.22
029.031.032その他の保育・教育の職業	165	46	3.59	2,423	984	2.46
06事務的職業	1,005	990	1.02	5,968	13,373	0.45
034一般事務・秘書・受付の職業	205	625	0.33	1,818	8,681	0.21
037医療・介護事務の職業	92	46	2.00	975	723	1.35
038会計事務の職業	221	65	3.40	533	786	0.68
040営業・販売関連事務の職業	80	29	2.76	339	383	0.89
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	147	66	2.23	565	799	0.71
07販売・営業の職業	477	134	3.56	2,297	2,379	0.97
045販売員	434	110	3.95	2,071	2,047	1.01
08福祉・介護の職業	1,280	153	8.37	12,947	2,708	4.78
049福祉・介護の専門的職業	206	65	3.17	2,434	886	2.75
050施設介護の職業	698	74	9.43	7,332	1,618	4.53
051訪問介護の職業	376	14	26.86	3,181	204	15.59
09サービスの職業	3,522	271	13.00	14,810	4,358	3.40
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	23	24	0.96	860	299	2.88
055飲食物調理の職業	1,876	88	21.32	9,993	1,909	5.23
056接客・給仕の職業	1,342	80	16.78	2,570	1,054	2.44
057居住施設・ビル等の管理の職業	237	57	4.16	687	698	0.98
10警備・保安の職業	304	29	10.48	2,893	568	5.09
12製造・修理・塗装・製図等の職業	256	77	3.32	2,051	1,604	1.28
071製品製造・加工処理工（金属製品）	16	9	1.78	246	222	1.11
072製品製造・加工処理工（食料品等）	85	15	5.67	585	362	1.62
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	102	24	4.25	671	383	1.75
074機械組立工	8	4	2.00	150	150	1.00
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	11	1	11.00	94	39	2.41
13配達・輸送・機械運転の職業	203	70	2.90	2,705	1,674	1.62
082配達・集荷の職業	57	26	2.19	629	531	1.18
083貨物自動車運転の職業	2	5	0.40	188	101	1.86
085乗用車運転の職業	120	18	6.67	1,342	598	2.24
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	15	9	1.67	154	142	1.08
14建設・土木・電気工事の職業	6	9	0.67	120	162	0.74
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	4	3	1.33	45	63	0.71
092土木の職業	2		--	45	31	1.45
094電気・通信工事の職業		4	0.00	13	51	0.25
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,651	668	2.47	9,570	12,011	0.80
095荷役・運搬作業員	81	39	2.08	964	981	0.98
096清掃・洗浄作業員	1,323	197	6.72	5,736	3,289	1.74
097包装作業員	83	42	1.98	603	699	0.86
098選別・ピッキング作業員	67	40	1.68	722	1,100	0.66
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 (IT関連計)	97 230	350 153	0.28 1.50	1,545 1,023	5,942 1,765	0.26 0.58
(福祉関連計)	1,748	228	7.67	16,601	4,124	4.03
(介護関連小計)	1,269	124	10.23	12,976	2,382	5.45

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和7年11月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	243,233	312,859	255,242	243,389	311,861	247,638
01管理的職業	258,167	338,000	421,429	275,097	347,556	336,250
02研究・技術の職業	290,213	458,622	273,500	266,373	425,109	274,041
006開発技術者	247,877	379,406	340,000	254,032	415,409	273,971
007製造技術者	264,122	403,688	238,750	254,444	381,153	250,506
008建築・土木・測量技術者	333,798	525,603	275,000	302,124	459,889	312,353
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	258,863	410,446	266,667	256,781	429,141	263,242
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	223,761	276,265	262,857	231,714	321,573	254,352
017デザイナー	253,613	321,957	271,739	233,354	324,725	247,656
04医療・看護・保健の職業	269,633	337,822	285,333	258,218	309,051	279,246
023看護師・准看護師	277,355	335,852	308,000	274,428	321,701	300,865
024医療技術者	258,795	318,699	247,143	261,419	314,533	258,600
025栄養士・管理栄養士	214,250	247,750	235,000	219,849	258,093	224,894
028保健医療関係助手	200,802	220,859	236,667	203,396	233,836	214,444
05保育・教育の職業	229,487	260,397	257,333	228,176	261,531	243,598
029.031.032その他の保育・教育の職業	232,203	264,179	264,615	228,677	262,477	248,606
06事務的職業	221,933	284,541	235,580	219,970	275,333	231,005
033総務・人事・企画事務の職業	222,618	304,000	281,579	229,721	291,208	277,393
034一般事務・秘書・受付の職業	214,634	260,521	223,374	210,550	253,494	218,686
037医療・介護事務の職業	208,257	253,815	216,000	205,744	243,649	207,006
038会計事務の職業	225,154	277,503	241,852	228,880	291,987	246,074
040営業・販売関連事務の職業	225,857	283,294	263,448	221,452	276,723	248,555
07販売・営業の職業	236,084	280,645	289,167	238,572	309,090	275,319
045販売員	209,999	235,995	229,130	227,484	286,448	227,716
048営業の職業	245,566	296,870	314,464	243,484	319,920	300,538
08福祉・介護の職業	242,298	279,882	235,227	246,869	278,395	234,516
049福祉・介護の専門的職業	251,454	299,376	233,529	260,858	295,651	236,812
050施設介護の職業	227,562	260,365	235,200	233,300	260,921	232,532
051訪問介護の職業	251,729	268,945	250,000	238,682	270,782	237,576
09サービスの職業	237,817	277,054	243,968	246,919	293,200	239,858
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	210,000	400,000	227,143	248,837	288,335	229,882
055飲食物調理の職業	255,701	334,070	235,714	249,050	300,100	255,105
056接客・給仕の職業	228,096	235,586	238,400	247,036	299,005	234,334
057居住施設・ビル等の管理の職業	222,859	262,664	227,500	213,910	237,180	211,566
10警備・保安の職業	210,651	224,479	233,333	212,478	237,945	221,232
12製造・修理・塗装・製図等の職業	227,308	300,605	257,647	224,992	311,525	240,915
071製品製造・加工処理工（金属製品）	223,951	304,352	350,000	224,592	310,903	251,059
072製品製造・加工処理工（食料品等）	214,657	268,943	--	227,431	297,045	230,678
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	238,557	288,701	233,750	219,174	285,684	226,032
074機械組立工	209,667	279,111	250,000	218,611	307,380	224,935
075機械整備・修理工	241,783	345,306	260,000	229,852	322,000	260,667
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	225,073	317,670	256,667	235,964	365,465	255,875
13配送・輸送・機械運転の職業	225,707	259,509	265,946	254,687	314,408	263,908
082配送・集荷の職業	239,498	275,213	228,571	241,411	289,828	260,039
083貨物自動車運転の職業	229,048	268,417	271,250	281,903	360,676	294,662
085乗用車運転の職業	221,788	239,364	279,091	217,167	240,888	260,567
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	216,786	261,157	312,500	230,096	300,519	250,571
14建設・土木・電気工事の職業	286,548	464,442	306,000	254,545	376,781	278,406
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	294,849	486,914	400,000	248,716	381,885	275,893
094電気・通信工事の職業	265,000	376,667	250,000	259,145	369,356	276,216
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	216,873	226,777	222,424	221,555	257,844	211,805
095荷役・運搬作業員	220,630	226,485	231,875	222,360	250,131	218,804
096清掃・洗浄作業員	200,299	216,191	201,429	218,169	256,607	199,667
(I T 関連計)	256,305	403,821	262,308	250,421	407,719	263,559
(福祉関連計)	248,137	292,147	248,600	250,347	286,757	259,152
(介護関連小計)	237,466	274,252	236,000	242,553	274,218	234,403

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和7年11月内容	ハローワーク大阪東				大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金	
	下限	上限		下限	上限		
職業計	1,260	1,341	1,261	1,314	1,434	1,234	
01管理的職業	--	--	1,600	1,230	1,230	1,759	
02研究・技術の職業	2,200	3,725	1,694	1,519	2,000	1,410	
007製造技術者	--	--	1,200	1,423	1,666	1,240	
008建築・土木・測量技術者	2,533	4,467	1,500	1,750	2,577	1,470	
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,200	1,500	2,057	1,241	1,546	1,518	
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,409	1,655	1,438	1,332	1,612	1,397	
017デザイナー	1,229	1,479	1,400	1,230	1,526	1,300	
04医療・看護・保健の職業	1,843	2,136	1,681	1,790	2,033	1,613	
023看護師、准看護師	1,688	1,835	1,535	1,705	1,867	1,633	
024医療技術者	2,199	2,669	2,050	1,903	2,190	1,600	
028保健医療関係助手	1,367	1,467	1,200	1,243	1,302	1,177	
05保育・教育の職業	1,283	1,387	1,194	1,320	1,514	1,253	
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭の保育者	1,218	1,310	1,177	1,246	1,328	1,202	
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,295	1,401	1,225	1,336	1,554	1,273	
06事務的職業	1,273	1,356	1,218	1,239	1,343	1,211	
034一般事務・秘書・受付の職業	1,235	1,327	1,238	1,220	1,311	1,202	
037医療・介護事務の職業	1,236	1,307	1,177	1,231	1,327	1,193	
038会計事務の職業	1,307	1,343	1,225	1,293	1,383	1,233	
040営業・販売関連事務の職業	1,287	1,443	1,182	1,258	1,380	1,276	
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,193	1,321	1,177	1,209	1,333	1,209	
07販売・営業の職業	1,177	1,240	1,227	1,224	1,357	1,216	
045販売員	1,177	1,224	1,230	1,215	1,351	1,206	
048営業の職業	1,360	1,580	--	1,315	1,446	1,304	
08福祉・介護の職業	1,305	1,436	1,264	1,333	1,485	1,241	
049福祉・介護の専門的職業	1,247	1,430	1,236	1,334	1,491	1,258	
050施設介護の職業	1,299	1,418	1,283	1,279	1,364	1,227	
051訪問介護の職業	1,366	1,490	1,307	1,465	1,782	1,279	
09サービスの職業	1,187	1,214	1,254	1,197	1,260	1,201	
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,217	1,500	1,289	1,264	1,493	1,293	
055飲食物調理の職業	1,178	1,213	1,270	1,187	1,234	1,177	
056接客・給仕の職業	1,181	1,191	1,261	1,182	1,231	1,230	
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,213	1,220	1,244	1,200	1,208	1,183	
10警備・保安の職業	1,200	1,230	1,177	1,216	1,282	1,177	
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,224	1,331	1,265	1,202	1,308	1,243	
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,201	1,395	1,438	1,195	1,353	1,213	
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,229	1,229	1,200	1,207	1,273	1,235	
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,212	1,339	1,177	1,178	1,276	1,177	
074機械組立工	1,290	1,290	--	1,211	1,254	1,188	
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,177	1,177	--	1,180	1,240	1,350	
13配送・輸送・機械運転の職業	1,291	1,429	1,262	1,242	1,317	1,195	
082配送・集荷の職業	1,270	1,456	1,350	1,281	1,378	1,208	
083貨物自動車運転の職業	1,200	1,400	--	1,299	1,426	1,221	
085乗用車運転の職業	1,363	1,526	1,259	1,222	1,291	1,184	
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,200	1,367	--	1,177	1,261	1,187	
14建設・土木・電気工事の職業	1,450	1,450	1,189	1,419	1,715	1,246	
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,450	1,450	1,177	1,339	1,542	1,197	
092土木の職業	--	--	--	1,425	1,805	1,259	
094電気・通信工事の職業	--	--	1,200	1,606	1,886	1,200	
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,192	1,215	1,177	1,195	1,229	1,177	
095荷役・運搬作業員	1,222	1,302	1,177	1,220	1,287	1,186	
096清掃・洗浄作業員	1,195	1,212	1,177	1,197	1,224	1,177	
097包装作業員	1,182	1,298	1,177	1,186	1,236	1,177	
098選別・ピッキング作業員	1,177	1,242	1,211	1,195	1,259	1,181	
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 (IT関連計)	1,177 1,213	1,177 1,399	1,186 1,436	1,181 1,250	1,221 1,441	1,177 1,293	
(福祉関連計)	1,396	1,543	1,400	1,432	1,594	1,413	
(介護関連小計)	1,305	1,437	1,274	1,333	1,484	1,237	

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2025年11月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人數		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人數	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	1	4	3	28	TOEIC(600点~)	30	214	14	25
第三種電気主任技術者	4	74	14	129	日本語検定1級	31	213	2	5
1級電気工事施工管理技士	1	32	16	63	日本語検定3級	11	183	0	0
2級電気工事施工管理技士	2	29	14	107	日商簿記1級	13	131	3	10
一級建築士	14	90	52	534	日商簿記2級	158	1,739	40	232
二級建築士	22	154	65	313	日商簿記3級	188	1,989	69	320
1級建築施工管理技士	6	80	71	582	簿記能力検定(全経2級)	13	82	0	2
2級建築施工管理技士	2	58	82	368	運行管理者(貨物)	7	178	0	58
1級土木施工管理技士	5	99	179	460	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	9	85	0	21
2級土木施工管理技士	4	67	173	488	医療事務資格	19	283	11	93
1級造園施工管理技士	3	18	1	41	登録販売者(一般医薬品)	16	248	1	93
薬剤師	22	272	20	447	理容師	3	40	0	1,512
保健師	10	158	19	149	美容師	50	539	10	1,657
助産師	6	68	0	34	ネイリスト技能検定試験2級	4	35	0	18
看護師	134	1,809	518	4,360	ネイリスト技能検定試験3級	4	55	0	27
准看護師	16	379	290	2,449	調理師	78	1,125	409	2,193
臨床検査技師	5	85	18	125	警備員検定試験(1級)	0	0	5	19
理学療法士	10	122	65	921	警備員検定試験(2級)	1	3	5	20
作業療法士	5	58	65	726	大型自動車免許	33	1,032	42	1,453
歯科技工士	3	50	2	37	大型自動車第二種免許	20	409	66	455
歯科衛生士	20	245	39	361	普通自動車免許	1,788	30,514	120	2,835
診療放射線技師	2	48	4	49	普通自動車第二種免許	28	433	337	1,451
言語聴覚士	4	35	28	370	大型特殊自動車免許	4	167	0	74
管理栄養士	16	248	71	661	自動二輪車免許	32	817	25	152
栄養士	40	453	102	1,128	原動機付自転車免許	11	317	324	719
あん摩マッサージ指圧師	3	25	34	319	牽引免許	14	288	6	260
はり師	5	75	49	307	フォークリフト運転技能者	138	3,413	316	2,737
きゅう師	5	71	18	220	中型自動車免許	18	337	119	1,859
柔道整復師	6	91	49	235	中型自動車第二種免許	3	39	51	125
臨床心理士	3	30	52	106	8トン限定中型自動車免許	18	436	29	833
社会福祉士	15	256	232	1,190	危険物取扱者(乙種)	44	921	34	245
介護福祉士	98	1,710	671	9,331	危険物取扱者(丙種)	1	77	0	107
保育士	92	1,407	361	3,170	溶接技能者	2	36	4	26
ホームヘルパー1級	4	50	34	401	ガス溶接技能者	10	318	2	257
ホームヘルパー2級	63	1,239	362	3,960	アーク溶接技能者(基本級)	6	168	1	91
精神保健福祉士	4	97	67	485	二級自動車整備士	7	83	15	198
介護支援専門員(ケアマネージャー)	18	384	55	1,260	三級自動車整備士	4	60	15	184
介護職員基礎研修修了者	2	38	20	329	自動車検査員	2	28	2	51
福祉用具専門相談員	10	106	5	55	2級ボイラー技士	8	188	15	73
介護職員初任者研修修了者	59	979	843	9,789	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	2	120	4	37
介護職員実務者研修修了者	38	446	417	5,811	移動式クレーン運転士	8	176	4	120
税理士	1	19	9	25	小型移動式クレーン運転技能者	6	229	7	106
社会保険労務士	7	114	32	66	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	27	0	36
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	60	1,069	47	1,018	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	3	135	10	157
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	22	323	145	570	玉掛け技能者	43	1,199	43	891
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	42	548	56	228	第一種電気工事士	9	158	18	329
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	76	837	34	380	第二種電気工事士	38	742	106	863
管理業務主任者	8	72	6	19	足場の組立て等作業主任者	3	52	2	101
実用英語技能検定2級	53	610	6	12	1級管工事施工管理技士	2	37	15	79
TOEIC(730点~)	60	493	0	7	2級管工事施工管理技士	0	31	13	96